

VII インターネット・携帯電話・
スマートフォン等に係る指導
と対策編

目 次

1	インターネット・携帯電話、スマートフォン等にかかわる課題	111
2	情報モラル教育	111
	(1) 児童生徒の実態と発達段階に応じた情報モラル教育	111
	(2) 学習指導要領における情報モラル教育	112
	(3) 家庭や地域の連携と学校の役割	113
	○「児童生徒・家庭のための情報モラルチェックシート」	
3	用語解説	115
4	参考	117
	(1) 校内研修等に活用できる資料	117
	(2) 研修に関する情報	118
	(3) 削除方法	118
	(4) 校内研修資料	119

1 インターネット、携帯電話、スマートフォン等にかかわる課題

携帯電話やスマートフォン等の急速な普及により、児童生徒の生活習慣が崩れたり、ネット上のいじめや犯罪に巻き込まれるトラブルが多数発生しています。

携帯電話やスマートフォン等の利用をめぐるっては、誹謗・中傷を書き込む、「ネットいじめ」の問題やネット依存の問題、インターネットやメール送受信のための時間や金銭の浪費の問題など、児童生徒の人間関係づくりや生活スタイルの面にも大きな影響を与えることが危惧されます。

そのため、携帯電話の使いすぎや学校などへの持ち込みなどを注意するとともに、正しく安全な利用を含めた情報モラルや日常的なモラルの指導が不可欠となります。

指導の際には、児童生徒自身が、「被害者とならない」「加害者とならない」「加害行為に手を貸さない」という点に留意しながら、情報社会に主体的に適応できるよう能力を身につける必要があります。

また、一部の事例に対する対処的な指導だけではなく、児童生徒自身が「思考」「判断」「行動」するという視点に立った積極的なモラル指導を推進していく必要があります。

2 情報モラル教育

(1) 児童生徒の実態と発達段階に応じた情報モラル教育

① 情報モラル教育とは

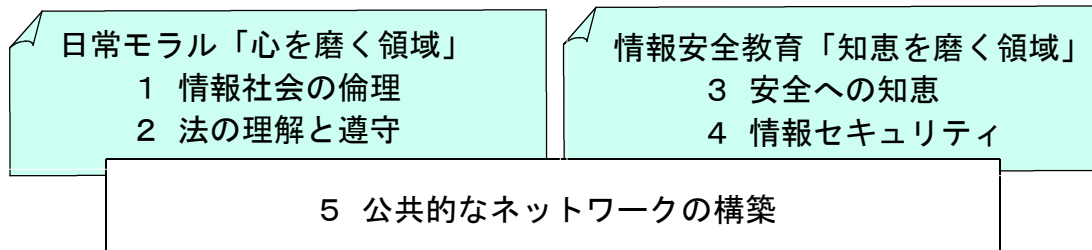
学習指導要領では、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせることとしています。具体的には、人権や知的財産権など自他の権利を尊重することや、危険を回避するなど情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容となっています。特に、携帯電話やスマートフォンをはじめとする携帯情報通信端末のさまざまな問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要があります。

また、児童生徒や保護者に対して定期的にアンケート等を実施することは、新しい情報を把握するとともに、情報モラル教育の指導内容に反映することができます。基本的に、情報モラル教育は、道徳などで扱われている「日常モラルの育成」と重複するので、日常のモラル指導をベースにしながら、情報化社会の特性を理解させていく必要があります。

② 発達段階に応じた情報モラルの指導

情報モラル教育の内容は、2つに分けられ、1つは、「心を磨く領域」として、

自分を律し適切に行動できる正しい判断力と、相手を思いやる心、ネットワークをよりよくしようとする公共心を育てることが求められています。もう1つは、「知恵を磨く領域」として、危険を回避し安全に生活するための知識を身に付ける必要があるとしています。



(2) 学習指導要領における情報モラル教育

① 各教科における指導

ア 国語では、「伝え合う力」や「コミュニケーション能力」を身に付ける指導が行われており、メールのやり取りや掲示板の利用などから、「相手を思いやる気持ち」「文字の大切さ」「言葉の表現」を学ぶことが可能です。

イ 社会・理科・総合的な学習の時間などでは、調べ学習を取り入れることで、正しい情報と間違った情報の区別・選別する方法を学ぶことや、著作権や肖像権といった知的財産権や個人の権利に触れることもでき、危険情報・有害情報に出会ったときの対処方法も学びます。さらに、メールという手段を活用することで利便性や注意点を学び、個人情報管理など広範囲でのモラル教育が可能となります。

ウ 保健体育では、健康管理といった側面に触れ、携帯電話の利用時間や使用頻度、ネット利用の種別などのアンケート調査を実施したり、インターネットで健康被害について調査したりし、グループディスカッションで意見交換することも可能になります。

エ 技術・家庭では、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、法律等で禁止されている事項に加え、情報通信ネットワークにおいて知的財産を保護する必要性を学ぶことができます。その上で、情報通信ネットワーク上の危険の回避、人権侵害の防止等、情報技術の利用場面に応じて適正に活動する能力と態度を育てることが可能となります。

② 道徳における指導

道徳の時間は、道徳的実践力を育成する時間であるとの特質を踏まえ、情報機器の使い方やインターネットの操作、危険回避の方法や練習を行うことにその主眼をおくのではないことに留意する必要があります。また、小・中・高等学校の全ての学校段階において、一貫して取り組む必要があります。

- ア 小学校においては、生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図り、自己の生き方についての指導を充実させること。
- イ 中学校においては、思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実させること。
- ウ 高等学校においては、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど人間としての在り方や生き方についての自覚を一層深める指導を充実させること。

③ 特別活動を含めた学校教育全体での指導

各教科や技術・家庭、総合的な学習の時間などでの指導だけでなく、学級指導や校外学習などを含めた特別活動などで、情報モラルに関する内容をスポット的に指導することや、児童生徒の生活体験に基づいた実態や問題点を取り上げ、それらに対する迅速な指導が必要です。

(3) 家庭や地域の連携と学校の役割

① 児童生徒が安心して生活できる環境の確保

有害情報対策やネットトラブルの対処法などを中心とした情報モラル教育を実施するとともに、家庭へのアンケートによる利用実態調査を行い、家庭からのフィードバックを得ることによって児童生徒の実態把握を行います。

次にその報告を兼ねた家庭や地域の大人たちへの情報モラルの講演会などを実施し、各家庭で、「インターネットの利用」や「携帯電話の使用」のルールづくりを親子で考える機会の必要性を伝えていきます。

家庭や地域との連携を図るには、学校内での体制づくりが必要であり、教職員による「情報委員会」などを設置することによって、児童生徒からの情報の共有化を図ります。問題が発生した場合は、この委員会が中心になって対応できるような組織運営が求められます。この委員会が、PTAや地区の連絡協議会に働きかけ連携した組織づくりをすることで、共有の認識が生まれ、問題を未然に防ぐことが期待できます。

② 教職員の指導力の向上

ア 情報社会で起きていることへの理解

サイト上に児童生徒たちが危険に巻き込まれる可能性がある掲示板やプロフ、出会い系サイト、学校裏サイト（学校非公式サイト）、ブログ、無料通話・無料メールアプリ「LINE」等の危険性を理解するとともに、学校でのコンピュータなどの活用においても、IDやパスワードの取り扱い方とその操作体験などをおして、社会でそれらがどのような役割を果たし、どのような危険性を持っているのかということを理解させることが必要です。

イ 関連する法律の知識

インターネット上での児童生徒のトラブルには、保護者や教職員が気付いた時には手遅れになる場合も少なくありません。

また、犯罪者や被害者にならないためにも、著作権法、個人情報に関する法令やその他インターネットに関する法律の知識を踏まえた上での指導が必要となります。

ウ 具体的な対処方法

児童生徒のインターネット上の問題の対処については、予防的な対処と事後の対処がありますが、両方について理解しておく必要があります。情報モラル教育は、予防的な対処ですが、問題が起きた場合の対処方法（相談窓口、有害・誹謗中傷書き込みの削除依頼方法、発信者開示請求の方法、心のケアの必要性）も理解しておく必要があります。

エ 学校全体で取り組むことの必要性

携帯電話やスマートフォン等の所有や利用については、家庭の問題と認識されがちですが、これらを利用した教育の進展のためにも、学校全体で情報モラル教育を取り入れることが必要となります。情報モラル教育を効果的に実施するためには、各科目と連動した活用が重要となります。特別なカリキュラムとして取り組むのではなく、従来の授業の中やホームルーム活動の中に情報モラルの視点をもった学習活動を取り込むことが大切です。



○「児童生徒・家庭のための情報モラルチェックシート」の項目例

・インターネットを利用する際の取扱い

1 パスワードは、親しい人になら教えてもよい	は い ・ いいえ
2 友達や家族のパスワードを使ったことがある	は い ・ いいえ
3 パスワードが何かわからない	は い ・ いいえ
4 なりすましメールが届かないように設定してある	は い ・ いいえ
5 メールは登録したメールアドレスからしか届かないようにしている	は い ・ いいえ
6 有害サイトにアクセスしないようにフィルタリングを設定している	は い ・ いいえ

・約束やルールについて

1 家庭でケータイやコンピュータに関する「ルール」がある	は い ・ いいえ
2 友人同士でケータイやコンピュータに関する「ルール」がある	は い ・ いいえ
3 ケータイやコンピュータを使って困ったことがある	は い ・ いいえ
4 ネット上の情報はすべて正しいとは限らない	は い ・ いいえ
5 著作権や個人情報の取り扱いの正しい知識が身に付いている	は い ・ いいえ
6 コンピュータやケータイがなかったら生活できない	は い ・ いいえ

・ネット依存度をみるチェックシート

1 ネットに夢中になっていると感じる
2 満足するためには、ネットの使用時間を長くしなければならないと感じる
3 使用を制限する、時間を減らす、完全にやめるなどしたが、うまくいかないことが多々ある
4 3の行動をしたとき、落ち着きのなさ、イライラなどを感じる
5 はじめに思っていたよりも長い時間オンライン状態である
6 ネットのために、大切な人間関係、仕事、教育や出世の機会を棒に振ることがあった
7 ネットのはまり具合を隠すために、うそをついたことがある
8 問題から逃れるため、絶望的な気持ちや不安から解放される方法としてネットを使う

3 用語解説

○ ICT (Information and Communication Technology)

情報や通信に関連する技術一般の総称のこと。

○ ブログ (ウェブログ)

インターネット上で日記を書くサイトのこと。

○ プロフ (プロフィール公開サイト)

インターネット上で自己紹介するサイトのこと。

○ チェーンメール

受け取ったメールを次へと転送するように促す文章を内容とするメール。

○ なりすましメール

ソフトを使い自分のアドレスを他人のアドレスに変えて送信するメールのこと。

- 口コミサイト
商品、人物、サービス等に関する評判やうわさを扱うネット上のサイトのこと。
- オンラインゲーム（ネットゲーム）
ネット上で他のユーザーと接続し、オンラインで同じゲーム進行を共有する。
- アイテム課金
ネット上のゲーム内で利用できるアイテムを販売できる課金制度のこと。
- チャット
リアルタイムに意見交換できる書き込み機能のこと。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。
代表的なSNSには、mixi、GREE、Mobage、Facebookなどがある。
- クローズドコミュニティ
特定の者のみに閲覧や書き込みを限定する機能のこと。
- オープンコミュニティ
誰でも閲覧や書き込みができる機能のこと。
- アプリ（アプリケーションソフトウェア）
文書作成や数値計算など、特定の目的のために設計されたソフトウェアのこと。
- LINE
無料通話・メールができるアプリケーションのこと。
- Twitter（ツイッター）
140文字以内のツイートと称される短文を投稿できる情報サービスのこと。
- ツイート
ツイッターにおいて、ごく短い文を投稿すること。「つぶやく」ともいう。
- 返信
投稿者につぶやき返す機能のこと。
- リツイート
つぶやきをみんなに知らせるために転送する機能のこと。
- 炎上
サイト管理者の想定を大幅に超え、非難・批判・誹謗・中傷などのコメントが殺到し、ツイッター等を管理するサーバーが機能しなくなること。



4 参考

(1) 校内研修等に活用できる資料

- 情報モラル指導ポータルサイト 「やってみよう情報モラル教育」
<http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/>
- ネット社会の歩き方
<http://www.cec.or.jp/net-walk/>
<http://www.cec.or.jp/net-walk/link.html>（その他指導者用資料・リンク集）
- 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701.htm
- いじめ問題に関する取組事例集
<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/index00.htm>
- 「情報モラル」指導実践キックオフガイド
<http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/kickoff/>
- 中高生のお子さんを持つ保護者のためのインターネットセーフティガイド
<https://www.child-safenet.jp/material/teen/>
- フィルタリングの情報等
財団法人インターネット協会 <http://www.iajapan.org/>
- 架空請求等迷惑メール対策、スマートフォン対策等
財団法人日本データ通信協会 <http://www.dekyo.or.jp/>
- 情報モラル指導者研修ハンドブック
<http://www.cec.or.jp/monbu/H21jmoraldpdf/handbook.pdf>
- 違法・有害情報対策：プロバイダ責任制限法他
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html
- 「撃退！チェーンメール」
財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センター
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/>
- 違法有害情報通報受付、プロバイダや電子掲示板の運営管理者への削除依頼
インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>
- インターネットにおける誹謗中傷、名誉毀損、ネットいじめ等の無料相談
違法・有害情報相談センター <http://www.ihaho.jp/>
- フィルタリング等に関する資料、「スマホにひそむ危険」疑似体験アプリ
デジタルアーツ株式会社 <http://www.daj.jp/>

(2) 研修に関する情報

- e-ネット安心講座（e-ネットキャラバン）
<http://www.e-netcaravan.jp/>
保護者、教職員、児童生徒を対象とした無料講座
- サイバーセキュリティカレッジ
宮崎県警察本部 TEL 0985-31-0110
保護者、教職員、児童生徒を対象とした無料講座（出前講座）
- インターネット安全教室
<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/net-anzen.html>
家庭や学校、ネットワーク・セキュリティ啓発にかかわる人に対する無料講座

(3) 削除依頼方法

【参考】掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼のメールの文例
以下の例を参考にしながら、分かりやすく簡潔に書くようにしましょう。
削除が必要なURLや書き込みNo. 及び削除理由を記載する必要があります。

[件名]【削除依頼】誹謗・中傷の書き込み

[本文]

URL : <http://> ~
スレッド : <http://> ~
書き込みNo. :
違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書いてください。)
削除理由 :

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、当人が大変迷惑しています。更に書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性もあります。

貴サービスの利用規約等に基づき、当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

(4) 校内研修資料

ソーシャルメディアと情報モラル

1 ソーシャルメディアとは

誰もが参加できるウェブサービスを用いることにより、実社会に広く拡散されるように設計されたメディアである。具体的には、SNS (mixi,GREE, Facebook, Twitter, Google+)、動画共有サイト (YouTube, ニコニコ動画)、チャットアプリ (LINE, Skype, comm, カカオトーク)、電子掲示板、ブログ、Wiki、ソーシャルブックマーク、ポッドキャスト、ショッピングサイトの購入者評価欄などが含まれる。

2 ソーシャルメディアと若者のトラブル

メールアプリ「LINE (ライン)」に悪口を書かれたことがきっかけとなって、殺人を犯したり、暴行される映像をYouTubeに公開したり、アルバイト学生がツイッターに悪ふざけしている写真を投稿したりするなど、社会規範を逸脱した事件が増えてきている。

3 SNSの炎上

ブログ執筆者の言動に反応し、多数の閲覧者がコメントを集中的に寄せる状態を炎上と表現する。また、閲覧者がリツイート (他者への転送) することで炎上は加速する。また、以下のことが炎上する原因として考えられる。

- (1) スマートフォンの普及とカメラアプリによって、写真投稿が簡単になった。
- (2) 内輪感覚で、オープンな場であるSNSに投稿するようになった。
- (3) 問題行動を起こす若者と、大人とのインターネットに対する意識の違い。

出典：デジ@フジ知恵袋

4 リアルタイムコミュニケーションツールについて (LINEを例に)

LINEは、スマートフォンに特化して通話やチャットなどが無料で楽しめるアプリケーションである。インターネット回線を利用しており、パケット定額制のプランに加入していれば追加料金なども必要なく、いつでも音声通話やチャットが使い放題となっている。日本のモバイル文化が活かされた友だちやスタンプの世界観がグローバル規模でも受け入れられている。

(1) LINE「友だち」

自分のスマホのアドレス帳に電話番号が登録してあり、かつLINEを利用している人を自動でLINE上の「友だち」として登録する。友だち申請などの手間もなく、すぐに友だちとやりとりが始められる。

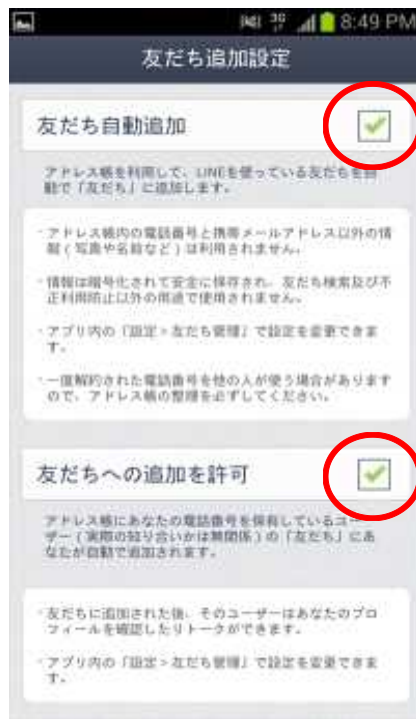
「Twitter」などよりもクローズドな枠の中で、安心して密なやりとりができるという点も、今の時代のニーズに合致しているといえる。

(2) 「友だち」登録について

- ① LINEをスマートフォンにインストールすると、電話番号の認証による登録が必要。
- ② 端末のアドレス帳の情報を利用するかどうかを尋ねられる。(友だちの自動追加)
- ③ アドレス帳の情報をLINEのサーバーに送信すると、アドレス帳に登録されている電話番号のうちLINEを利用している全ての相手をサーバーが見つけ出す。
- ④ その結果がLINEの「友だちリスト」として自動でまとめられ、トークや通話などでやりとりができるようになる。

(3) LINEを安全に使う

- ① 電話番号を変更してからのLINEは危険
 - ・ 友達が電話番号を変更したため、知らない人から電話がかかってくるなどよくある話である。LINEも同じで、インストールした直後、電話帳自動収集で友だち追加すると、友達が電話番号を変更したことを知らないユーザーとつながってしまう危険性がある。
- ② 電話帳にアドレスを知られたくない相手がいる場合の対応
 - ・ インストール時に「アドレス帳を送信しない」を選択する。
 - ・ 「友だち自動追加」「友だちへの追加を許可」をオフにする。
 - ・ 友だち登録は、実際に会ってQRコード等を利用する。
- ③ 出会い系の連絡手段に利用されないために
 - ・ LINEのID公開は危険であるので、作成しないことを基本とする。どうしても必要な場合は以下に留意すること。
 - ア 出会い系掲示板へ自分のLINE「ID」を掲載しない。
 - イ 「IDの検索を許可」をオフにする。
 - ウ むやみにLINE「ID」を交換しない。
 - エ 知らない相手からのメッセージは「ブロック」する。



G P S 機能を使った登録方法



Q R コードを使った登録方法

(4) SNSの「安全な歩き方」から

- ① 常に公開・引用・記録されることを意識して利用する。
- ② 複雑なパスワードを利用し、セキュリティを高める設定を利用する。
- ③ 情報公開範囲を設定し、不必要な露出を避ける。
- ④ 知らない人とむやみに“友だち”にならない。
- ⑤ 投稿や写真公開範囲に留意するなど“友だち”に迷惑をかけない設定を行う。
- ⑥ セキュリティ対策ソフトを利用し、危険なサイトを利用するリスクを低減する。

出典：日本ネットワークセキュリティ協会

(5) 電話機能のない iPod touch、iPad、Nexus7、3DSについて

Wi-Fi（無線LAN）などのインターネット環境があればLINEは登録可能となる。

- ① Facebookアカウントを利用した登録
- ② 未登録の電話番号を利用した登録

(6) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）について

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。

① Twitter（ツイッター）

- ・今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような短い文章にして投稿するスタイルのブログサービス。
- ・Twitterはメールアドレスなどを登録すれば誰でも無料で利用できる。
- ・「フォロー」と呼ばれる機能で他のユーザを登録すると、ユーザの発言を自分のページに表示させることが可能となる。
- ・フォローすると相手側に通知されるが、知らない人でも気軽にフォローして良いとされている。

② Facebook

- ・SNSの中でも、実名で、現実の知り合いとインターネット上でつながり、交流をすることができる。
- ・登録は「実名」でなければならない。
- ・様々な企業がFacebookを活用し、宣伝活動、採用活動等を行っている。
- ・情報公開の範囲を限定できるが、その中の一人が情報公開の範囲を解除していれば、他者からの閲覧が可能となるため、クローズドなやり取りには適さない。

(7) 情報倫理について

- ① 情報倫理とは、情報を扱う上での行動規範であり、ネットワーク社会に限らず、現実社会でも重要な意味をもっている。

例えば、経営コンサルタントが契約している会社の経営情報を無断で第三者に漏らすことなどは情報倫理上あってはならない。

- ② インターネットとその端末（スマートフォン等）の普及によって、誰もが手軽に様々な情報を受発信したり、操作できるネットワーク社会となり、情報倫理感を強め行動しないと大きな問題や災いに簡単になってしまう。

③ 情報をやりとりして構築する人間関係や、社会生活について、現実社会でやってはいけないことは、ネット社会でも当然、やってはいけない。

(8) 学校として必要な対応（事例）

あらゆる学習場面でそれぞれの先生が指導する体制づくりが必要

- ① 試験前1週間には担任等が、友だちからのトーク（メール）は試験中だけでも控えるよう指導する。
- ② 依存性による健康被害について、保健の授業で心身面の影響について学習する。
- ③ 新聞記事を参考に、LINE掲示板にIDの掲載をしないよう指導する。
- ④ 家庭内ルールをつくるよう、PTA総会等で保護者に理解を求める。
- ⑤ ケータイ安全教室を通して、安全性について学習する。
- ⑥ アンケート等を通して、児童生徒の実態を知る。

(9) 啓発参考資料（スマホを与える際の18の約束）

マサチューセッツ州の母親が13歳の息子にスマホを与える際、息子に迫った18の約束が話題となりました。

- ① このiPhoneは私が買ってあなたに貸している。私の言うことを聞くこと。
- ② パスワードは私が管理する。
- ③ これは電話。お父さんやお母さんからの電話には必ず出ること。
- ④ 学校がある日は午後7時半、週末は午後9時に電源を切って、私にあずけること。
- ⑤ 学校に持って行ってはいけない。メールする友だちとは直接話さない。
- ⑥ 破損したり紛失したら自分の責任です。自分のお金で修理・弁償すること。
- ⑦ ウソをついたり、人を傷つけることにテクノロジーを使わないこと。
- ⑧ 面と向き合って言えないことはメールしないこと。
- ⑨ 友達の親の前で言えないことをメールしてはいけない。
- ⑩ アダルトは禁止。私と共有できるような情報を検索すること。知りたいことは私かお父さんに聞くこと。
- ⑪ 公共の場では電源を切るかマナーモードにすること。
- ⑫ 体の大事な部分の写真をやりとりしないこと。消すのは難しい。
- ⑬ 写真やビデオのすべてを記録する必要はありません。自分自身の体験を大切にすること。

- ⑭ ときどき家に置いていきなさい。携帯なしでも暮らしていける。
- ⑮ いい音楽をダウンロードして聴きなさい。視野を広げなさい。
- ⑯ ゲームは、ワードゲームやパズル、知能ゲーム（脳トレ）だけ。
- ⑰ 上を向いて歩きなさい。周囲の世界に目を向けなさい。会話をしなさい。
- ⑱ 約束を守れなかったら没収します。そうなったらもう1度話し合い、また1からスタートし、一緒に学んでいきましょう。

(10) 子どもたち、保護者に対して

- ① 自分に対する書き込みでない場合もあるので、よく調べること。
- ② ネットは仕返しをする場所ではない。反論の書き込みをさせない。
- ③ 子どもがインターネット利用した履歴の確認をする。
- ④ 書き込み情報を他人に教えたと、かえって本人が傷つく場合があるので、先生や相談機関へ情報提供することが望ましい。
- ⑤ 発信者を学校で特定できる場合は、原則、本人に削除させる。（反省を促す目的）
- ⑥ 脅迫事案等は、画像は証拠として保存し警察へ相談する。
- ⑦ 削除依頼フォームを使って削除する。
- ⑧ プロバイダ責任制限法を利用する。 <http://www.isplaw.jp/>
- ⑨ 相談機関
 - ・宮崎県教育庁学校政策課 生徒指導・安全担当
0985-26-7238
 - ・ふれあいコール・宮崎県教育研修センター
0985-38-7654
 - ・24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310
 - ・宮崎県警察本部サイバー犯罪対策課
0985-31-0110
 - ・ネットいじめ目安箱（メールによる相談）
パソコン <http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/>
携帯電話 <http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/k/>
削除依頼方法閲覧時のユーザー名とパスワード
ユーザー名TBH7tny3 パスワードhkm2AwT4（半角入力）



QRコード